

参議院建設委員会會議錄 第十一号

(1100)

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)

午前十一時七分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任
高山 恒雄君

補欠擔任
向井 長年君

三月二十三日

辞任
高山 恒雄君

補欠擔任
向井 長年君

高田 浩運君
山崎 竜男君
矢野 登君
小山邦太郎君

中津井 真君
柳田桃太郎君
山内 一郎君
小林 国司君

出席者は左のとおり。

委員長

田中 一君

理事

上田 稔君
大森 久司君
斎藤 昇君
松本 英一君

委員

小林 国司君
小山邦太郎君
佐田 一郎君
林田悠紀夫君
柳田桃太郎君
米田 正文君
松本 賢一君
二宮 文造君
向井 長年君
春日 正一君

国務大臣

建設大臣

根本龍太郎君

政府委員

事務局側

労働省職業訓練局長
建設大臣官房長
建設省計画局長
自治省行政局長
常任委員会専門員
法務省刑事局刑事課長
大蔵省主計局司計課長
厚生大臣官房審議官
労働大臣官房労働統計課長
労働省労働基準局長
労働省労働部企画課長
会計検査院事務総長

渡邊 健二君
大津留 温君
高橋 弘篤君
官澤 弘君
中島 博君
前田 宏君
栗富 光義君
江間 時彦君
荒木 馨君
金丸 明君
橋爪 達君
佐藤 三郎君

参考人

東日本建設業保証株式会社取締役社長
中田 政美君

本日の會議に付した案件

○建設業法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十二日、高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(田中一君) 建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

(委員長退席、理事松本英一君着席)

○田中一君 最初に伺いたいのは、提案理由の説明の中に盛り込んであることばであります。この業法の今回の改正を企図したものには、「施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗悪工事、各種の労働災害、公衆災害等を生ぜせるとともに、公正な競争が阻害され」これがうたい文句で、次に「業者の倒産の著しい増加を招いている」として「技能労働者の不足は年を追って深刻化する」ということになっている。一体どういう見地から倒産というものが起きたかという分析をしていただきたいと思います。むしろ粗悪工事、各種の労働災害、公衆災害等をいつておられますが、私は民間工事は別にいたしまして、公共工事に對して一応限定して質問するわけであります。今日政府は会計法の干渉令等を見て、指名競争入札という制度は、これは日本特殊なものであつて、欧米等では公共工事はことごとく公開入札をやつておるのであります。指名競争入札をするその指名業者というものは、少なくともかかる粗悪工事等を行なわないものという前提でやつておるわけですが、それが、隨意契約の工事業に參加する業者、こう三つに大別しますと、指名競争という、指名という一つの選択をした後の業者にとりましてそういう問題が起るのか。その指名というものが、指名業者というものが悪い業者なのか、あるいは倒産されやすい業者なのか、あるいはここに示しているような原因をつくつてくる業者なのか、その点は指名という、指名競争させ

る、指名という業者の条件というものをひとつ、先だつて松本委員が質問したときのように、それにはA、B、C、Dというクラスをつけて、こうしているのだ、あつてはいるのだというのは、形式の問題です。指名というのは、あくまでもその仕事を担当し得るといふ前提に立つて指名するのだと思ひます。その点の態度をひとつ説明してほしいです。

○國務大臣(根本龍太郎君) まず總括的に私から答弁いたします。事務的なことは事務局当局からお答えいたします。

御承知のように、現在の日本の土建業は、一定の金額を付して届け出すればだれ人もこれは届け出で業を営むことができます。一たんその業界に入りますという、いかなる事業についてもこれは仕事をなし得る権能を与えられる。

ところで、一方において現実にはたいへんな資金、それから技術と労働を動員する力等に非常な差があります。これを一般公開入札ということになりますと、事務的に非常にたいへんであるのみならず、この大事な仕事、ほんとうにその力があるかどうかということがわからないので、しかもこれは金だけで、応札した最低値段というものがいままでの一つの慣習でございまして、それでやるとすると、非常にこれは能力なき者も応札し、かつそれが落札できるといふことになると、非常に弊害が大きい。そこでおのづからその工事の性質——これは規模、技術の難易、それからその信用度等を見てランクづけをして、しかもその一定の数を指名して、その間において競争させるというところが、公平の原理にも合ひし実情にも合つておる。これは日本のやはり公共事業に對する発注の歴史的な経過に基づいて、それが一番メリットがあるということをやつておる、こういうふうに解釈していただきたいと思います。

それから、一たん指名した者の中で不良とか倒産するということは原則としてあり得ないはずじゃないか、しかるにそれがあつたのは何事かという御質問とつきまが、これは私は一応のその能力と資格と信用とある者と思つても、やはりこれはひとつの経済現象であり得るから、その中には不測の事態が起きて倒産する者もありましようし、他の工事との関連において、公共事業においてはミスやあるいは倒産になり得る条件がなくても、やはり業者というものはいろいろの仕事をたくさんやっているから、他の方面の失敗の結果が及んで、破産、倒産になつたというものもあるであらうと思ひます。ただ一般的にいひまして、大手業者の倒産、破産というのは、他の製造業と違つて建設業ではわれわれは少ないと思つておきます。むしろ公共事業でも、地方の小さな公共事業を請け負つたものの中で、経営能力の不足あるいは信用度がなくなつた、あるいは過当競争の結果、無理な落札をしたというものと等もあると思ひます。そういう意味でやはり第一原則としては届け出制度であれば何でもどんどんどんふえていく。しかも、それが実際に能力のない者がどんどん出てくるということが一番私は中小企業等における、中小企業の建設業における非常なウィークポイントだらう。そういう意味で、今度の業法においては、やはり公共事業あるいはまた公共事業じゃなくて、国民の大事な生命財産に直結する建設土木事業をやる者については、技術的にも資金的にも、それから人間性における信頼度等も整備された者を許可制度として認可してやること、これは国民のためにもそれから国家行政上も適当である、こういうふうに考へて、提案理由の中にそうした文言を入れた次第でございます。

○田中一君 一つの仕事を重層の企業者が行なう場合には、一体どのくらいの価値がある生産物ができるか、これ一ぺん計算したことがあるかどうか伺つておきます。というのは、たとえば十億で受けた仕事、この仕事は大体第一の下請に渡す場

合には、むしろ税金その他諸経費もかかります。したがつてそれに対しては割なり一割五分なりというものを元請は見えて投げるわけですね。第一の下請が今度第二の元請となつて、その下請にやつた場合、こういう形のものが三層、四層になつた場合ですね、現在行なわれているところの日本の建設工事というものの実態から見て、一体十億のものができ上つた場合には何億の価値、むろんそれには途中で各元請——第一、第二、第三の元請が受ける利益、間接的なものも含めながらどのくらいの価値あるものになるか。その点は計算したことがあるかどうか伺つておきます。そうしてもしもそういう点を、重層の施工というこ

とになりまして、会計検査院等はそういう段階を経て家ができたんだということだけで足りるのか。あるいはまたもっとよりよい方法のいき方があるのではないかとという疑問をお持ちになつたことがあるのかどうか、その点ひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま御質問の重層下請をいたしましたときに、最後のときにどれくらいの価値があるか、そういう計算の実は資料はございません。元請の場合におきましてはいろいろ損益構成を見ますと一般管理費が八・三割でございます。そのあとのことは資料ございません。

○説明員(佐藤三郎君) 土木等の請負の下請の問題でございますが、私どもの立場といたしましては、適正な予定価格の範囲内で発注され、それからものが、まあ工事ができていくという過程におきまして厳重なる監督をしてそうして設計仕様どおりのものができているかどうかというものを検査しております。そういうものができておれば、請負の先が下請であらうと直営であらうと、国にとっては契約どおりのものができておれば私どもとしては一応問題ないと、こう考へておるわけですね。

○田中一君 アメリカ、欧米はですね、こういう仕組みをとっていますね。下請というよりも建設業者が一つの仕事を引き受ける。そうしますと労働者も全部ユニオン、いわゆる職能別労働組合に労働者は供出される。これは賃金、賃金を得るわけですね。そうして材料は材料屋から材料を買つてそれを組み立てるといふ仕組みをやっているわけなんです。そうするとそういう仕組みでやっていると建設工事の価値といふか、でき上つた値打ちをいったらいいのかわるか、でき上つた値打ちというものが同じ金額であつた場合には、同じ額であつた場合にはどちらが安くできるか、あるいは高くできるかというところをお考へございせんか。これ建設省に聞いたらいいのかわか。会計検査院にひとつ聞いたらいいか。

○説明員(佐藤三郎君) これはまあ私もその中で検査する権限はございせんので、中まで検査しておりませんので何とも申し上げかねますが、まあ個人の意見を申し上げますれば、要するに下請は下請のまた非常に妙味があるかと思ふのです。それから直営には直営のまた妙味があるし、そこら辺ミックスしたやつがどちらに要するに諸経費をのけしわ寄せされているかという問題にならうかと思ふので、ちょっと答弁しかねる次第なんです。

○田中一君 よろしいです。建設大臣ひとつ。○國務大臣(根本龍太郎君) これはむしろ専門家のあなただけから私教えてもらいたいぐらいであります。これ政策的な問題ではなくして、私はそれぞれの国における企業の態様というものでよつてこれはさまざまと思ふのです。日本のように、いわゆるレーバユニオンが企業と密着している企業別組合、職務別組合ではない日本では、これはむしろかすかすと思ふのです。それからまた何と申しますか、日本における建設、いわゆるゼネコンと専門業といふのは非常にこれは相関関係でこれは結ばれているのでありまして、そういう意味において、専門業は向こうのほうにいけばある意味におけるレーバユニオンの一つの部門であるかもしれない。そういうような関係でありますから、重層の請負にしたから高い。これは重層でない場合には安く、能率的にいけるとは必ずしも断定できない。なぜならば一つのゼネコンが板金工から、それから塗装工から全部持つておつて、それをフルに動かしていくということになると、これはたいへんな仕事を持たなければいけない。それだけの仕事はなかなか受注産業であるからできない。そうすると今度は結局それらの人々を日本では特に雇用関係が終身制的な傾向が今日あるために非常に高いものにつく。

それよりもむしろ元請のほうで専門業をたくさん独立でやっているものを、そのつどそのつど集合してそしてやらせるほうがより経済的であるといふこともある。むしろそのほうが日本では多いから重層請負制度といふものが出てきているといふふうに私は感ずるのでございまして、これをどうにかいいかというところはなかなかこれは言い切れないのじゃないか。観念論的に二重の請負はなはだけしからぬといふことは、論理的にはこれは言ひ得るかもしれないが、現実の社会機能、現実の日本の建設事業の実態からすれば、必ずしもそうではないといふふうに考えられるのでありまして、やはり現実といふものは一番比較的には私は合理性を持つてゐるのじゃないかと考える次第でございます。

○田中一君 戦後占領軍が日本に來まして、労働課長が私に会いたいといふので会つたことがあるのです。そのときこういうことを言われたのです。日本の職人ですね、これは建設労働者を何と申したがつて各建設業者の下請といふもの、下請はよろしいけれども労働者をもし使ふならば、職人を使うなら直用にしろといふことを要求したんです。全部直用にしろといふことを要求したんです。そういう発言があつたんですが、実態としてはなかなかできない。まあ諸外国では工具を持って現場に、仕事場に行くという労働者はいないわけですね。工具は全部向こう持ちなわけですね。ところが日本の大工さんは、全部大工道具をみんな持つて出かけて行く。それだけでもいけないといふことを言われたもんです。そして一部の材料を

持つていくのだということになって、ようやく日本
の実態というものを知らされてそしていまの下請
制度というものが確立したわけなんです。

それで、従来は木造建築が多いのでありますか
ら、歴史的に見ましてもですね、これはもう何も
大工さんがやればいい、棟梁がやればいい、大工
というより棟梁が仕事をすればいいわけですが、
今日のように非常に多岐多様な応用とか新建材と
かあるいは新工法とかが開発されてまいります
と、重層化はますます深くなってくる。そういう
形で各企業が伸びていっておるのですけれども、
むろん税金は十億の仕事をするために各職、各下
請ともに税金を取られている。事業税はなるほど
総合したものから取られるのであろうけれども、
十億の中から五つの段階がある下請ならば五つの
段階の事業税を取られる。私は、一体日本の建設
事業というものがどういう形で合理的なよい、安
くてよい建設が可能であるかというのを考えま
すと、非常に悩むものなんです。何がいいんだろ
う。これはもともになるものはどういう材料があ
ろうとどういう工法があろうと人間がやるんです。
したがって、その職人がほんとうに一人前の労働
者として他の企業に迎え得るといふような形にな
るにはどうしたらいいのだらうという点を非常に
苦慮しているんです。そういう意味で二重三重の
企業がそれにぶつかると、担当する。そうしてく
る場合の価値というものがどのくらいに評価され
るか。むろんそういう段階を経るから一つの価値
になっているのだという言い方もあります。それ
が異なった形、単層の形でいった場合には、その
建設業者と労働者という二つのものでいいわけ
です。あとは材料なり工具なり持ち込んでそれぞ
れの専門の労働者が来てそれを組み立てたりなん
なりすればいいわけです。この点については建設大
臣は私が申し上げていることに對する共感がある
いは反発あるいは何かあるんじゃないかという
ような気持ちを持つかどうかとつ率直に伺い
たいと思ふんです。

○国務大臣(根本龍太郎君) なかなかこれは非常

に重要な問題である。と同時に非常に検討しな
きゃならぬ問題だと思ひます。私は、現在この重
層的になっているのは、日本の現在の建設事業の
持っている歴史的な段階のためにこうなっている
と思ひますけれども、やがてはこのままではいか
なくなってくるというふうな気さえする。いわゆ
る現在のよう労働力不足、特に建設労働者の不
足している今日には、いままでの様式でいくと非
常に高いものについて、一般の住宅等についても
一般庶民には手がつけられない、とてもできない
ということになってくるというところもあります。

そのために最近ではいわゆる建設事業の機械化、
省力化ということができて、そこにプレハブ的な
構想が出てきて相当部分が工場生産されて、これ
をむしろ組み立てする。そういうふうに変わりつ
つある現状から見て、私は一つの未来に對する建
設業の方向づけがある程度までされておる、こう
思う向きもあります。ところで、一方において今
度ビジネスセンター等になりますといふこと、かな
りにただ建物をつくりさすといふこと、かなり
ではなくて、これにはいろいろの管理機能、通信
データなどというふうな評価する、それとの関
係における事務室のあり方というふうなものも出
てくる。そうすると、これは非常に専門化するも
のが上の中に入れるものとの関係において、
なかなかこれは専門化して行くといふことで大
きいものについてはかなり専門的なものを使わな
ければこれはできなくなるんじゃないか。たとえば
配線工事とかそれから暖房工事それからベンチレ
ーションの問題、それからいまの避難の問題、消
防施設というふうな問題が、これがやはりししか
も高度のこれは私は専門化していくんじゃないか
というふうな気がします。そういう意味で、かなり
私は一面においては単純化したプレハブ的なもの
と、一面においてはかなり専門化した、重層と
いって二重、三重というふうなことでなくて、専門業
と、いわゆるゼネコンとの組み合わせとあるいは
発注する場合には分離発注する。

いすれそういうものが出てくるというふうな気

がするのです。しかし、これは、私はほんとうの
しろうとでありますからよくわかりませんが、こ
ういうものこそほんとうの専門家の方々にどうい
うような方向づけを建設事業において今後指導を
する場合においてどういう方向づけでやるかとい
うことも、これは検討しなきゃならぬと思ひま
す。その意味における、いま田中さんが非常に高
度のいわゆる建設業の未来を踏まえての業界のあ
り方をどうすべきかという問題を提起されたとい
うことは、私もその意味においては非常に共感を
覚えるのであります。いまこれをどう具体的に
位置づけするかについては私もわかりません。こ
の点はひとつ事務当局にも検討させますが、ま
た業界の意見も聞き、また国会の皆さんからも
いろいろと教えていただいて考えてまいりたいと
思っております次第であります。

○田中一君 そうすると、これは別にして、建設
業者って何ですか。建設業者という職能は何をす
る業者なんですか。非常に疑問を持つんです。建
設業者とは何か。建設業者とは資金を持つこと、
それから建てる助言者といふこと、これはまあ
技術屋でしょうね。そうして、うちを建ててい
るのが建築ならば、建築をやるのが建設業者で
すか。いろいろな力を、いろいろな職能の技師を結集
させ、いろいろな材料をくふうし、それらの問題で
凝結したところの設備等を集めて組み立てるのが
建設業者らしいですね。組み立て屋さんですか。
建設業者とは何だらうか。かつてはわれわれが
歴史的に知っている範囲では、棟梁が自分の弟子
を使ってこつこつと日光の東照宮をつくった。こ
れは全くの棟梁が大勢集まって、その部分部分を
担当したのでしょうね。これは下請でも何でもな
い。自分がやっている。また、棟梁が自分でさ
いは振るって、これはこうせよあせよと言っ
た。これは、なるほどいわゆる建設屋さん、大工
さん、棟梁、どういふ形でもいいのですが、近代
化された建設業という業の実体というものは何で
あるか。こういう疑問をお持ちになりませんか。
何であるか、設計をする、積算をする、色を選択

する、材料を選択する。これは建設業者じゃない
んです。これはいわゆる建築家と称しますか、あ
るいは設計管理、建築士といふこと、そういう
人がやる。それを、自分が命じられたとおり、そ
れを材料を集めて、労働者を集めてつくり上げる
というものの、けれども、自分は決してその行為は
しないわけですね。これが建設業といふものです
ね。一番大きなファクターは資本力でしょう。それ
から、それを補助する機械工具——道具でしょう。
しかし、建設機械でも、いまはもう本人が持つよ
りもリース、いわゆる貸し機械を借りたほうが
いい。それが一体何になるだらうか、将来建設業
は何だらうか。こういう疑問を持つてくると、い
まの制度だけで、ほんとうに日本のわれわれ民族
のしあわせというものは勝ち得るかどうか、こ
う考えられてくるわけがあります。どういふ方向に
建設産業というものを持っていくのか。建設産業
というばくたものといふのじゃなくして、それ
じゃ建設業者とは何か。いろいろこまかく建設業
法は、これをきめておきます。それを乗り越えた
よい方向に向かう方法がないだらうか。まあ政治
というものの、法律というものは現実からくるこ
ろの規制なり助成なりを行なうものになっており
ますけれども、そのほかに何か求めるものがある
のではないかと気がするわけなんです。たと
えば発注する側、仕事を与えようとする側、これ
には、まず公共事業でいたしますと、三者の協定
資金というものがもたれている。その資金の、
資金をきめたものは、大体前年度標準資金、これ
に、まあ主計局のほうで出したり削ったりして妥
当であらうというものの単価を塗りつけて、予算
なりまた予定額になって、業者の前に出てくるわ
けですね。そういう経緯を経てもきまされども、
正しさは何だらうか、こう考える、正しさ。そう
すると、建設業者といふのは、何をしなきゃなら
ん職能なのか、最近ますます疑問になってくるわ
けです。わからなくなってくる。建設大臣もそう
いうことをお感じになりませんか。

○国務大臣(根本龍太郎君) どうも非常に哲学的

な問題になりまして、それはそういうふうな論理的に分析していくと、世の中のものというのはだんだんわからなくなってくる。人間の抽象能力が発展すれば、論理としては非常に鋭くなるけれども、結局、実態がわからなくなってくる。形而上学の非常な……。わからなくなると、結局ドグマになってしまふ傾向も、どうもそこから出てくるような気がするんですけども、しかしとにかく、そういうふうな分析をすれば何かのものになってきますけれども、現実のわれわれが、とにかく政治行政をする場合における建設業というものは、究極において、いわゆる営造物を、その営造物はたとえ個人的であらうとも、公共のためであらうとも、人間生活、公共の生活に必要な営造物をつくるにあたって、そのものを最も経済的にかつ安全に、総合してつくり上げるもの、あるいはその部分を但當として、その目的に合致するものをつくるものを業とするものと。業とすると、営業としてそれをするところ、觀念的に言えば帰結するのではない。

しからば、そうした観点から見た場合に、どういふものが一つ大きな要素になっているかと申しますと、いま御指摘になったように、現在ではかなり大きな営造物をつくるということになりますと、資金が必要であることは当然である。それから、いろいろの技術を理解し、これをアレンジし、これをコントロールする力、これが必要になってくるであらう。で、そのためには技術というものは、結局人間と結びついておるから、技術者というものを、これを集め、かつこれをコントロールして、その建築物、営造物をつくるために適当なように配置し、管理していく。その結果、これはほとんどみな受注産業でございまして、発注したものに対して責任をとって、その代価として報酬を受けるというふうなことになるのではないかと申すんです。たとえ時世とともに、先ほど田中さん言われたように、態様はどんどん、どんどん変わってくるべきかと思うんで

す。その場合に、どういふふうに変わるかということを取らして、それに合うような指導、そういう形態に持っていくかなきゃならぬという意味におけるあなたの先ほどの提言は、非常に私は大きな価値ある研究課題だと、こう思つて先ほど申し上げた次第でございまして。

○田中一君 まあ御回答はこれくらいにしまして、公共工事の予算を組む場合に、予算を決定する前の積算はこつちで、要求官庁から出てくるでしようけれども、チェックする場合に、こういう方法でこうしてこうしてこうして、この鏡に照らして、それでチェックしてこれをきめるんだという、その経緯をひとつ国民の前に明らかにしてください。

○説明員(兼富光義君) お答えいたします。

公共事業につきましても、単価の積算の御質問だと思ひますが、当初全体的に公共事業費を組みますときには、個別的に一つの単価まで積算をして事業費を組んではおりません。ただ実際の事業の実施に当たります場合に、その労働単価、資材単価、そういったものが現実に必要なものになります。で、御承知の通り、五省協定による単価がございまして、知の通り、四十六年度からこの五省協定を改めたいけれども、四十六年度からこの五省協定を改めまして、実際の公共事業を所管しておられる建設省、農林省、運輸省、この三省が所管の公共事業に直接従事しております建設労働者の賃金の実態を全国的に調査をいたしまして、この調査をもとにしていわゆる協定単価といひますか、基準額をきめておられます。これにつきまして、大蔵省としましては、閣議了解あるいは財政法特例等に基づきましてこの協定に依拠しているわけでございまして、四十六年度の方務単価につきましては、この

実際に調査をされました実態調査の結果を尊重いたしまして、いわゆる設計単価といひますか、協議単価、これはいわば予算単価と称してもいいかと思ひます。で、同じく資材につきましても、主要資材につきましては、公共事業各省から協議がございまして、その物価版等の資料をもとにして

て予算上の単価をきめる、こういうことで単価をきめております。

○田中一君 かりにこの分館を考へてみましよう。なぜかダンピングをやつて、非常に予定価格よりも、八割なら八割、予定価格の八割で取つたとする、落したとする。そうすると翌年度は――

予定価格がかりに十億であつたものを八億で取つた。これは国がやつておらぬでしようけれども、大体それに近い線に決定いたしますね。これならば建設省の内規がどうなっているか知らぬけれども、大体そんなところでしょう。大蔵省は、翌年も同じようなケースでもって予算の要求が出た場合ですね、それは十億の予定価格であつたけれども、それを八割で取つたんだ、八割でできるといふことで、八億なら八億をもとにしたところ、それに物価の値上がり等を入れたものを予定単価、予算に計上するといふ言い方をしているんですか。それともこれはもうダンピング、こういうものは適用がない。だからやはり去年は十億の予算であつても、上がったから十二億にするといふようなことを考えられておるんですか、ぼくの質問わかりますね。

○説明員(兼富光義君) 全般的な公共事業費を、ワク組みいたしましたときには、個別的な実施単価といふものは、その予算の年度の単価がどうなるかわかりませんので、一応前年度の実績に若干のスライドといひますか、そういうものをものとしまして、各省から積み上げた要求が出てくるわけでございまして、実際に公共事業を実施するにあたりましては、先ほど申しましたように、労働単価等につきましては、全国的に、各県別に、しかも職種別に関係省の実態調査をされました結果を、一応各県ごとに一本の単価という予算単価をきめましてやりますので、御質問のたとへば十億のものも八億でできているといふようなものも、実態的にはその調査の中に入っているかと思ひます。ただ、実際に工事を実施します場合には、御承知のように、さらにその実施時期なりあるいは実施地域に依拠しまして、その実態に即するよう

一定の運用幅をもちまして実施単価をきめるということになっておりますので、実行上はそういう支障はないかと存じております。

○田中一君 どうも計画局長じゃ仕事をしたことがないからあなたに質問しませんから、大臣に質問します。

十億の予定価格のものが八億で落ちた場合非常にうれいと思ひますか、大臣これはしあわせだつた。よかったと、こう思ひますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) どうも私もそういう質問はちよつと理解しかねますが、要するに田中さんの御質問は、政府は国民の税金でやっているから安くさえすればそれで満足するのだからかといふことだと思ひます。これは一般論とすれば安いことを欲しますけれども、それが公正なる値段じゃなくて、ある意図のもとにダンピングした結果そうしたことでは、これは決して喜ぶべきことではない。むしろそのために、もしこれがあつたまんだといふことになって、今度はいわゆるそれがその後の建築の予算単価になるような傾向にあるならば、これは結局そういうことで応札することになることが、経済的にも非常に無理だといふことになってくる。無理であることは必ずどこかにその反動としての弱点が出てくるわけでございまして、私から言わねば、予算単価でそうしてりばなものができて技術的にも非常にすぐれたものができ、これによって公共事業の目的が達成されること、これによってその任務でございまして、いわゆる値切りをしてそれで節約するといふことは、これは主たる目的ではない。われわれは予算が適正に組まれ、適正にこれが実施されて、そして公共事業そのものの目的が十分に達成されること、われわれの行政目的である、かように考えます。

○田中一君 いい答弁です。そのとおりであります。そこで落札価格を決定するのはどういふ方法でやっているんですか、建設省は。東京都は大体建築工事は十分の八というリミットを持っています。道路は四分の三という線を引いてやっている

ようです。各地方の公共団体もそれぞれのリミットを持ってきておりますが、建設省はどういう方法で定めておられますか。ケースバイケースいろんなものがあるでしょう。冷暖房の場合はこうだ、どこの場合はこうだ、橋の場合はこうだであるでしょう、それを詳しく教えてください。こういう場合にはこうだと、そうするとあなた方がどういう考え方でやっているかすぐわかって、値段もわかってくるような気がしますから。

○政府委員(大津留温君) 建設省におきましては、東京都でおやりになっているというふうに伺いましたような、十分の八とか四分の三というようなローア・リミット制は採用しておりません。したがって原則として価格が最も低いものが落札者と決定されるわけですが、公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとして著しく不適当であるというふうに認められる場合におきましては、各省庁の長、つまり建設大臣の承認を得ましてこれを排除するということができることになっております。ただ、現実にはそういうことで最低落札者を契約の相手から排除したという事例はございません。

○田中一君 大体私の耳に入っているのは、最近の公共事業は大体いい線にいらっているんじゃないかというのを聞いておりますが、これは一昨年、三年ほど前でしたか、例の大津事件といつてずいぶん騒いだ談合事件がございました。これは非常に安い値段を出した、ところがだれも応札する者がいない、いまのところこんな安いものではできないからやめとやめと云ったところが、これは談合事件だといつて起訴されて、結局負けました、業者が勝った。そのときにはつきり判決文に言っているのが、安い単価を算出するというところに間違いがあるというのを指摘しているでしよう。ちやうど法務省で来ておりますから刑事課長に伺っておきますが、このようなケースはいままでどこかにありましたか。そうしてこの判決は、これはそのまま一審で終わってしまったのです。

か。それから会計検査院は、ダンピングをして取った工事の場合に、検査は抜き取り検査ですかいろいろあると思いますが、これは予定価格よりも二割安い仕事なのだというのを前提として検査をするのか、これは十億の仕事なんだがそれを八億で取った。だから八億の仕事をしているという前提なのか、やはり図面を見て十億の仕事ができていなければならぬという検査をするのか、お二人からその点の御説明をお願いします。

○説明員(前田宏君) ただいまお尋ねの大津の事件がございましたことは承知しておりますが、またこれが大津の地方裁判所において一応無罪の判決になっているというところは承知いたしておりますが、それと類似のケースがあるかどうかということ、承知いたしております。

○説明員(佐藤三郎君) お尋ねのようなケースの場合には、まず十億の予定価格を八億で落とすという場合に、予定価格が甘かったかどうかというのを検討いたしまして、それからその次はそれが、大体予定価格がいい線にいらっているというところにあれば、普通ならば十億の仕事は八億で引き受けるのだから相当無理がいけるだろう。したがって、会計検査院としては監督検収の面で、発注者が監督を厳重に行なったかどうか、それから検収はどういう検収をしたかというのを詳細に検査した上で、なお今度は自分が現物に当たってみて手抜き、粗漏工事になっていないかどうかというのを、警戒の目をもって見る、検査する。もしそういう面が見つかれば、これは手直しさせるということになるかと思ひます。大体そんな検査方法です。

○田中一君 これはダンピング工事だということを目当てにして、中止しなくては、特定のものを調べた例がありますか。

○説明員(佐藤三郎君) いま急な御質問で、私ちよつとそういう材料を持ち合わせておりませんので、なお帰って担当官に聞いてみたいと思ひます。

○田中一君 建設大臣、談合というものをどう考

えますか。談合というのは、かつてあった、予算をつくり上げるために業者が話し合つて高い札でもっと取ろうじゃないか。で、だれが取った、そうするとその利益分を分けつとしたというのが談合だと思ひます。いまいろいろ業界でも話し合ひをやつて、お互いに手元の仕事が少ないから低しいとか、あるいは自分のところじゃ一ぱいだからどうもこれはお譲りしますよなといっていることを聞々耳に聞くんですが、この行為はどういう話をしようとも、それはあつても一向に差しかえないじゃないか、何も予定価格をつくり上げるといふのじゃないかというお考えか。これはけしからぬ、そんなことをするやつはもう指名からははずすぞ、というように考えを持ちますか、率直にいま建設大臣から伺いたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) これもなかなかむづかしい問題でございますけれども、原則として、私は現実的に上建屋をやつたことがないから、うわさは聞きますけれども、一がいに全然これは排除すべきだということもはたして適當か、これはいいことだといふことがはたして適當か、実は私はこういう場でそれを明確にすることは困難だと思ひますが、一般的にいまして、従来は談合といふのは、いま田中さんが御指摘のように、本来公正に自分たちがその工事について積算してやる、それがいわゆる指名入札ですから、それを排除して、そうしてある特定の者に利益を与え、その結果が国家に対して損失をもたらすといふことであるならば、これははなはだけしからぬと思ひます。ただ、そうではなくて、お互いの業界である競争によつていわれるダンピングを起すことを防いだり、あるいはまた、そのために業界の著しい過当競争の結果、不当なるいまの手抜きとか、そういうものを防ぐといふような意図のもとにお互いに情報交換し合うといふようなことは、必ずしもこれは断じてやっちゃいけない、会つてもいいに会合してはならないといふほど厳密に規定す

べきものでもない。要は指名された人たちが公正なる競争をして、業界自身も損害を受けず、国家に対しても損害を与えないものであるならば、あえて目くじらを立ててお互いに話し合つていかぬということほどでもないじゃないかと思ひます。

○田中一君 前田刑事課長、そういう行為はあなたのほうから見た場合には、どういふ見解を持ちますか。

○説明員(前田宏君) 刑法の面で不正談合罪といふのは、先生御存じのように、刑法の九十六条ノ三の二項に規定されておるわけでございますが、念のため申し上げますと「公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者」、これは処罪することになっておるわけでございます。で、この「公正ナル価格ヲ害シ」という点につきましては、これも先生御承知だと思いますけれども、学説の通説なり、あるいは大審院以来の判例などによりまして、競売あるいは入札といふものを離れて客観的にきめられるような価格ではなくて、その当該の競売あるいは入札におきまして公正な自由競争が行なわれたならば成立したであろうといふところの、そういうふうに見られるところの競売価格あるいは落札価格といふものをいうんだというふうになっておるわけでございます。

それから大津の地方裁判所の判決のお話がございますが、その裁判所判決では、いま申しましたような従来の通説なり、あるいは最高裁、大審院の判例と若干異なるような解釈を持っておるようでございますが、私もどつといたしましては、いま申しましたような要件に当たる、つまり、また、はり不正談合罪は成立するといふふうに考へておるわけでございます。

○田中一君 最近ばかりいかに単価が上つたようですけれども、一時はずいぶんひどいことありました。どうにもならぬといふこともありました。そこで国からじかに出るものはいいんですが、政

府関係から出る仕事というものは、もうたいへんシビアなものだということを聞いております。たとえ住宅公団とか、ああいう役所というか、公共団体から出る仕事というものは、非常に相場を離れたものを強要しておるよう聞いておるんですが、一体大蔵省のほうではそれは区別して考えておるのですか。そうじゃないと思いますけれども、この査定などはどういうことをしているか、一べん聞いておきます。大蔵省の司計課長のほうから……。

○説明員(兼富光義君) ずっと前のことはよく存じませんけれども、最近府関係機関の実態を見ますと、たとえば五省協定の単価を一応の参考にして実施単価をきめておる、そういうぐあいに聞いております。したがって、今後は、ですから三省協定の単価が各府関係機関等で予算単価をきめます場合の参考になるかと思っております。

○田中一君 住宅局長いせんね。それでは官房長説明してください。妥当なる予算だと思っておりますか、住宅公団等の要求する予算は、非常に違いがあるんです。

○政府委員(大津留温君) ただいま大蔵省のほうから御説明ありましたように、予算の要求の段階におきましては、その時点におきまして知り得た最新のデータ、つまり賃金あるいは材料の価格等を基礎にいたしまして計算いたしまして要求いたします。予算が決定されるまでの段階までにおきましては、その間、また変動もございまして、また予算が決定せられて具体的に発注をする時期までに、またいろいろ価格の変動もございまして、住宅公団等におきましては、発注する際における価格を基礎にして予定価格を算出したしております。したがって、極力むだのない積算、歩掛かりで計算いたしますから、余裕がない価格になつておると思えますけれども、それで工事ができない、赤字に必ずなるという価格ではないというふうに考えております。

○理事(松本英一君) 午前中の質疑はこの程度と

し、午後一時まで休憩いたします。
午後零時九分休憩

午後一時二十二分開会

○理事(松本英一君) 委員長長席に着く

○理事(松本英一君) ただいまから建設委員会を開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、高田浩運君、山崎竜男君、矢野登君及び小田邦太郎君が委員を辞任され、その補欠として中津井真君、柳田桃太郎君、山内一郎君及び小林国司君が選任されました。

○理事(松本英一君) 休憩前に引き続き、建設法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 中田さんわざわざどうもお忙しいところをお入りします。

今回の法律改正の中にもまあ精神規定にすぎませんけれども、前払い保証制度を採用というか利用したものはそれを下請にまで及ぼせということを用いております。従来ともわれわれはもう三つの保証会社はそれを実行しているように承知しておつたんです。あらためて今度の法律でそういうことを言うことは、いままでしておらないということになると思いますが、その実態は、これは皆さん三会社とも共通した問題として常に話し合つて運営をはかっていると思ひますが、現在までの資金の流れ方というものの対する説明をお願いしたいと思ひます。

○参考人(中田政美君) 三会社共通の問題でございますが、私がお答えする内容については三会社協議するものとございせんので、その間にあるいは私の会社だけの意見があるかもしれせんが、その点は御容赦をあらかじめお願いしたいと存じます。

資金の流れはもう田中先生よく御存じのことでございますが、前払い金を発注者からいただいた

場合に、一応これを本人に渡さずに預託銀行に預託させる、そこで預託銀行にはあらかじめ使途の明細予定というものを提出しておきまして、その使途の明細に合つておるかどうかを銀行のほうで一応確認してもらひまして、その使途に合つたものについて現実に銀行が払い出す。したがって事前としては使途の明細書は保証会社の各現地機関で目を通しますが、現実に金を出すという点になりますと、いわばその使途監査は預託銀行とわがほうとの契約によりまして、預託銀行が監査を代行いたしますが、営業所にかつてやつていただくということになっておまして、御承知のとおりその使途というものは、材料費とかあるいは段取りに要するその他の経費とかあるいは労銀とか、そういう工事に直接関係のある使途に限定されておりますが、いづれにせよそういうことによつて金が本人、いわゆる受注者の業者に渡るといふような仕組みになっておるわけでございします。

○田中一君 そうすると、大体三割ないし四割の金が預託銀行に入るわけでありますが、その金は経過した工事のみに使われるのか、事前の準備あるいは下請に出した場合、下請の準備、これにも均等に渡るものなのか、その点はどうなつておりますか。そして下請に対する下請の準備、いわゆる前払いの性格とどりの使途というものは、どういうぐあいにきめておりますか。

○参考人(中田政美君) 下請の関係になりますとちょっと複雑になりますけれども、まあ日本の建設業の実際のやり方というのは、もう田中先生御承知のとおり下請、はなはだしいのは重層下請になるということになります。まあわれわれ保証会社が保証契約に基づいてやる相手方はもちろん元請になるわけでございしますが、元請が使途を限定された明細書になつておる費目について出すその金が、下請業者のいわゆる下請人に渡るといふ場合も大いにあり得ると思ひます。しかしその場合においても、やはり一括下請人がただ下請金額の一部としてもらうというのではなくして、使途が材料その他明細書に書かれた使途に合う、

そういう意味の表示があればおそく下請人にも払つておるのではないと思ひます。

○田中一君 最近の例として今度の法律にもあるとおり、下請に対する保証、下請に対する支払いの期間、条件等が明記してあるのは、やはり下請に対する前払い制度の利用者が下請に対する手当を怠つておるからこういうことが言われるのであつて、これは前払い保証の法律と一と見ないでおりますけれども、元請だけにこの前払い金というものは利用されるということに限定しておらぬと思ひます。その発注者が与えた工事全体に対する手当て、たとえば足りない材料は相当長期にわたるものでありますから、長期のものでもこの契約しなければならぬことがあります。また将来値上げが予想される材料等も、これもまた早くから、たとえば手付金なら手付金を払つて手当てをしなればならぬものもございします。したがって、内規というのは私知りませんけれども、ひとつ資料としてお出し願ひたいと思ひます。

それから預託した銀行の場合はどういう形で監査をするのか。これも少なくとも法律で定めているものが、一方的にあなただけの見解で、これはむろん建設大臣が許可するかどうか知りませんが、そういう形で法律の精神というものがどっかへ飛んでしまつて、重層下請の日本の慣行というものを無視された形でもつて、元請だけの権限で何でもできるのだというものであつたらぬと思ひます。したがって、まずその資料を建設省のほうにお願いいたしますから、運営に対する取りきめがあるならば、それを資料としてひとつ全委員にお出し願ひたい。

それから一体下請がどういう形で前払い保証金に対する受け取り、またそれを使えるかという問題を、保証会社のほうの見解ではどういう形で回つておるかわからぬということでは困るのです。いまあなたが言つておる通りに、重層下請の形でもつて建設工事が行なわれているというのなら、それまできこまかく、どういふふうな流れをしていくかということを調べなきゃならぬと思

うのです。いま中田さんのお話に対して政府は
どういふぐあいに見解を持っていますか、伺っ
ておきます。

○政府委員(高橋弘篤君) 元請が発注者から仕事
を受けて実際に仕事をやる場合に、下請を使うこ
とは現在ではやむを得ないものが多いわけでご
います。その場合に資材の購入とか労働者の募集
だとか、その他建設工事の着工のための準備行為
というものがあろうかと思ひます。これは下請が
前払い金を使ってやるといふ例もいま先生のあつ
しゃるとおりだろふかと思ひます。したがって、
そういう場合には元請、下請にその必要な準備金
というものを前渡しするといふことがきわめて適
切であらうと思ひます。先生も御承知のとおり、
法律ではそういうことを適切に行なうという規定
を設けておるわけでございます。したがっていまし
て、そういうことが十分に行なわれるように保証
会社のほうも、さつき説明がありましたように、
いろいろ監査その他もいたしておりますけれども、
私も、私もそういうふうな指導してまいりたい
といふふうな考へておる次第であります。

○田中一君 極端な例が最近の例であります、
相当大手の業者であります。仕事は完成した、完
成したあとで二〇〇の現金と八〇〇の十カ月の手
形を支払っております。これはおそろしく当該工事
が赤字であるからといってそういうことをしたこ
ともあるでしようが、まだこういう支払い方法が
下請に対して行なわれているのでは、これはもう
下請は倒産するわけですね。おそろしく大きな業者と
いへども、自分の取引銀行に対しては割引のワク
を持っておりません。ワクをこえるものはこれは割
引をいたしません。したがって、そういう場合に
は十カ月の手形をもらつた下請は換金に困るわけ
です。だから、そういうものが市中のあらゆる銀
行以外の金貸し業にその手形が回つていくといふ
ような現状になるわけですね。そうしてその金利は
高利でありましようけれども、今日は高利である
うと低利であるうと、それは下請が負担しなきや
ならぬといふことになっているのが、いままでの

慣行であります。一体前払い保証制度ができたの
は昭和二十年年でありましたか、少なくとも当時
の国の財政は貧困、仕事はどんなにきつても当
ぬ。あの当時は仕越し工事が相当多かった。建設
会社はこれでも力が足りない、銀行も融資が少な
い、こうなつて、どうにもならぬから、建設業者
のむろんその事業を遂行するための制度として発
祥したものであります。今日ではもはや日本の
建設産業の大手をはじめ相当数、百社くらいのと
ころは相当なる力を持っております。また信用も
できております。銀行融資も銀行と特別な関係を
結びながら伸びております。しかしその業者がまだに
前払い保証制度といふものを利用していなから
も、なお下請に対するところの手当をしないとい
ふことになる、もうこの前払い保証会社を廃
止する以外にないのであります。廃止すべきであ
ります。もはや多くの業者が力がついておること
と、これは過渡的に生まれたものであります。し
かし、四半世紀たつて、今日まで残つていてとい
うことは、やはりこれは相当大きな事業全体に對
するプラスになる面があつたからであると思ひ
ます。それがいま言ふとおり、あえて今度の法律
で下請を擁護するといふ条文が生れたことは、
前払い保証会社の精神といふものはやはやく
なくなつてしまつた、この三つの保証会社をつぶして
もいんじやないかと思ひます。これは中田さんどう
お考へになりますか。

○参考人(中田政美君) 田中先生の御意見一つの
見方としてごもつとも点もあるかもしませんが、
現在日本の建設業界全体をながめてみますな
らば、必ずしも大手ばかりではないのであります
て、非常に多数の中小業者が現になつて立
て、政府の仕事を貢献しているわけでございます
。したがって、保証会社の窓口から見ま
しても、実績からいへば大体五千万円以上の資本金
の日本ではいへば大会社、そういうものの保証の金
額と、それから中小とをばらばらにその業者の
保証金額とはばらばらにございまして、したが
いまして、これは日本の中小業者、わけても中小

業者の過小資本といふことは先生よく御存じのと
おりでございます。この育成、また金融の操作
上からいへば、前渡金制度といふものは、現段階
において、またこれから先の近い将来において
も、私は相当貢献した有意義のものであらうか
と存じます。したがって、やめたらどうかといふ
御議論には、ただそうですとお答へするわけには
いかないのでありますけれども、そういう弊害が
生まれておるといふならば、そういう弊害をでき
るだけ除去し得るようになつて、法律の真の目的
すなわち、工事が適正にできる、建設産業が発展
するようになつて、個々の建設産業者の育成といふ
もの観点から寄与する、そういうふうになつて
ればつとめていきたいものと思ひますのでござい
ます。

○田中一君 午前中にも一体建設業者とは何であ
らうかといふやとりを大臣としたわけですね。材
料の生産者でもない、自分の職員の労力をそのま
ま使つてゐるものでもない、労力は日雇ひ、材料
は他人のつくつたものを買つてゐるという現状で
しょう。それが実際に働いてゐる者をもととして
行なつておる労働供給の下請並びに材料等買つて
いるところの商社、商店、メーカー、これらにま
で、前払いをもらつていながら相当長い手形等で
支払つておるのでは、単に受注したという権利に
對する潤滑油であつて、ほんとうのその事業とい
うものを伸ばすゆゑにやなからうと思ひます。建設
省のほうから、現在建設省が発注として行なつて
いる仕事の金の支払いは前払い金として幾らを支
い、そうしてあとは出来高でどういふ順序で支払
いを完了するかの何い。

○政府委員(大津留温君) 契約の締結時に前払い
金として契約額の四割を支給いたします。その
後、工事の途中におきまして数回、出来高中間払
いを行います。そして最後の竣工検査完了後引
き渡し時において残りを支払う。こういう割合で
ございまして。

○田中一君 どんな商行為でも、おそろしく特別な
相互契約がない限りは、いまのような形で支払わ
れてるのは当然であつて、また、おそろしく受注
者も、竣工後一カ月過ぎでけつこうでございま
す。あるいは一年過ぎでけつこうでございませ
ん。鉄鋼などは大体そうです。できてから一年たつ
たら支払つていたきたいといふ契約を結んで、新
日鉄の仕事でも住金の仕事でもやっております。
これは特殊なケースであります。なぜかと申しま
すと、そういう会社の手形ならいつでも仕事をし
てるとなれば銀行が貸してくるからであります
。ところが、いまのようにスミーズに資金が流
れておるといふこの公共事業の建設の仕事を一
つ例にとつても、あり方、それが下請に金が回る
場合には、四割の前払い金を取つておりながら
も、それが材料あるいは下請等には金が流れない
といふ制度が今日現実にあります。前払い保証会社
のどこかのセクションで、何のどういふ一つの制
約で、あるいは規則なりなんなりで流れていかな
いといふならば、この制度はおやめなさいと言
つてゐるんです。あえて今度の法律でそういうこと
が明記されるということになると、流れておらぬと
いう証左だと思ひます。もう会社は運営してか
ら二十年に近い。その間一体何をしておつたの
か。ただ単に元請——受注者だけが運転資金とし
て有利な立場に立つておるといふことにならざる
を得ない。したがって建設大臣、こういう運営を
してゐる前払い保証会社がこれであつていいのかど
うか。おそろしく、前払い保証会社ですらそま
のきめこまかい配慮がないために、今回の法律の
改正になつたんだらうと思ひますが、見解をひと
つお示し願ひたい。

(理事松本英一君退席、理事上田裕君着席)
○国務大臣(根本龍太郎君) 前払い制度の問題
は、まず第一に、現状においていろいろの批判さ
れる点があるかもしませんが、現実には必要に
要であり、かつ将来もまた必要であらうと私は感
じております。といふことは、この点は私よりは
あなただけが非常に詳しいように、いわゆる中
小企業——五千万以下、三百人以下の土産業界が
九十九を占めてゐる。そうして、公共事業でいわ

いま申し上げた中小企業に発注されておるシェアが六〇〇をちょっとこえる程度です。したがって、この前払い金制度というものは、いわゆる下請下請と言われますけれども、大部分の中小企業が、公共事業をやる場合には、自分みずからその恩恵を受けておると、こう見て差しつかえないと思います。ただ、田中さん御指摘のように、大きな建設業が前払い金を相当優遇されて受けて、保証会社から保証されておるにもかかわらず、民法上の契約をたてとして、結局下請のほうにはあまり十分な配慮がないということが、従来国会でもいろいろ指摘された。そこで、今度の建設法を改正するにあたりましては、この元請に対して下請業に対して相当きびしい条件をつけて、いまの不払いの問題、労働者に対する不払いとか、いろいろのそういう好ましからざることをやってはならない。もし、それをやっておれば、行政上の監督措置に付する、それでもできないければ行政処分もするんだという形にしたいのでございまして、御指摘のように、田中さんから言われたように、元請業者がその有利なる地位を利用して不当にやっておることもありますけれども、それが常態ではないと思います。そういう意味におきまして、御指摘になりました点は、十分に保証会社に運用上の万全を期して、そういう疑惑並びに不信感のないようにさせていくことによつて、業法の改正された趣旨と前払い保証制度というものを十二分に利用していきますれば、今後ますます大きな建設事業、現在でもすでに国民総生産の二〇〇でございまして、たいへんなものでもあります。四十六年度で十七兆四千億という、とにかく公共民間合わせると、それだけの事業量を持っておるわけにございまして、特にこれ、民間のほうで経済的に金融引き締めになる場合に、この前払い金制度というものは、非常に大きな私は建設事業の安定経営のささえになる、こう思いますので、次点だけをとりえて廃止するというよりも、むしろその欠点を是正して、この制度のプラスの面をもっと伸ばしていったほうが

いいではないかと考えておる次第であります。○田中一君 いろいろ、仕事全体に対する前払いを払うのでありますから、仕事全体に対する配慮が行なわれれば、これはあまりランクの高い建設産業じゃないからこういう道が開かれたんでありますから、いいと思うのです。しかし、いままですういうことを怠っておったということ、これは中田さんも認められるのですか、その点はどうです。たとえば下請に対する配慮、それからどういう支払い状態をしておるかという検査といひますか、監査といひますか、資金の流れぐあいを見つて、それに対する末端までの行くえといふものを追跡して監査しておったのですか、おらなかつたのですか。

○参考人(中田政美君) 前払い金を預託銀行から引き出す場合の監査、これはなかなかむずかしい点もございまして、それは材料業者もありましようし、あるいは下請の労働者もありましよう、いろいろありますが、たとえば可能な範囲で、下請材料業者の受け取りの場合には、その払い出す金額を下請の材料業者に振りかえて送つてしまふ、つまり元請業者の手に渡さずに、直接その材料を納入した業者に出すという方法によつて、その金がほんとうに生きたところに渡るようにするといふ配慮はございまして、労働者などになりましますと、なかなかちよつとこれは問題になりましよう、数も多いでせうし、まあいづれにしても、これが重層下請になりますと、なかなか最終末端まで保証会社の窓口で監査しあるいは銀行さんにお願ひするといふこともなかなか容易でな

い。要は元請業者の私は本来の精神、元請業者たるものの義務観念、そういうものが一番大事ではないか。そのゆゑに今度本法のいろいろな改正をいまいお願ひをして、御審議になつておるそうでございまして、建設法の改正の中にもいろいろの点において下請をいかにしたらいいか、保護ができるかという観点でいろいろの事項が盛り込まれておるようでございまして、したがって、この下請保護の問題、これをどうして実際の仕事に役

立たせ、また下請業者が泣かないようにするかといふことについては、ひとり保証会社の払い出しのときの監査ばかりではいけない問題でございまして、われわれのほうに於いてできるだけのそういう点について注意すべきことは今後十分気を付けて、本来の趣旨にとらぬように、あるいは本来の趣旨が実現できるようにわれわれも心してやつていきたいと思つてございまして。

○理事(上田稔君) 速記をとめて。

(速記中止)

○理事(上田稔君) 速記をつけて。

○田中一君 どのくらい準備金できましたか、あなたのほうは。

○参考人(中田政美君) 三社全体ですか。

○田中一君 あなたのほう並びに二社。

○参考人(中田政美君) 東日本は四十四年度の決算におきましては八十二億くらいございまして、それから西日本では四十三億、北海道では十二億、こういうようないわゆる保証資本の信用の基礎になる積み立て金を持っておるわけにございまして。

○田中一君 この数年來、事故はどんなぐあひですか。

○参考人(中田政美君) 事故はほとんど、やや損保と似ておるところにございまして、思わざる事故が発生した年ばかりと事故が多くあります。故が、平均して万分の六と、こう申しますのは、保証金額に対して事故で払った金、それが大体万分の五、六と、ただし年によつてはそれをちよつとオーバーすることもあります。また一面、昨年のように事故率が下がるときにはずつとまた下がります。しかしおしなべてみて、万分の六くらいの事故率が発生しておるといったようなのが、大ざっぱに見た現象です。

○田中一君 完成保証人は必ずつけるんでしたね。その場合につけるんでしたか、あれば。

○参考人(中田政美君) これはまあ発注者によつて一がい全部完成保証人をつけるわけではございせん。田中先生御存じのとおり、会計法では完成保証人という観念はございせん、会計

法では。ただし現行の建設法は改正前です。から、現在の建設法ではあれば民間工事も入っておりますので完成保証人という文字を使つておりますけれども、しかし長い間の慣行で、おひざ元の建設省あたりでもほとんど全部完成保証人を要求していらつたやうでございまして。しかしながらある県、たとえば愛知県のことときは完成保証人という制度はないでせう。というように一がいには言えませんが、まあおむね完成保証人のついておるほうが多いことは事実でござい

○田中一君 そうすると、保証会社が保証をするゆゑをもつて完成保証人をつけるということはないのですか。

○参考人(中田政美君) 完成保証人を立てるかどうかは、これはまあ発注者のほうで完成保証人をつけていこうと言われれば、受注者の立場からすればやむを得ないからだれかに頼んで、同業者の問題でつけておるわけにございまして、前渡金の問題とはこれは直接の関係はございせん。田中先生御存じのとおり、先年、保証事業に関する法律を変へまして、完成保証人にも事故が出たときには前渡金の範囲において支払う保証金というのをバックペイするという保証会社法を改正しましたから、完成保証人の人も前渡金の限度においての赤字であれば保証会社がぬぐいますから、完成保証人はそれによつて助かりますけれども、しかしながらそれは前渡金が二割、三割、四割、一番多いのは四割くらいですけれども、平均しますと、三割くらいです。その限度内においての赤字であればいいですけれども、それをオーバーしても完成保証人ですから、全責任において工事を施工しなければならぬから、そういう算盤ははんとついた完成保証人の責任においてやらなければならぬ。これは直接保証会社とは関係ないわけですが。

○田中一君 どうかひとつ、いままでは、あなたのほうでそこまでのきめこまかい配慮がないから、こういう法律になるわけにございまして。特に保証会社を明記してあります。そういう点は、ただ単

たしまして平均いたしましてこれが四四・七%で、こういうものが四十五年度には四五・二%と、少しづつでも全体の訓練のワケにおける建設業関係のむしろ割合は高まっておるわけでございまして、私どももいたしましては、建設業の著しい労働力不足を緩和いたしますために、今後とも建設関係の職種、職業訓練につきましては十分にさらに一そうの努力をいたしてまいりたいと考えております。

なお、先生御指摘のその他労働条件等々の問題におきましても、省内の各局と十分連絡をいたしまして、労働者の定着をはかるための労務管理であるとか、適正な労働条件の確保等につきましても、それぞれの局が努力をいたしておるわけでございまして、今後とも一そうそういう面でも努力をいたしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、先ほど先生からおしかりをいただきました公共職業訓練の訓練生の就労後におきます動向につきましては、今後できる限りすみやかに追跡調査をいたすよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

○田中一君 事業内訓練のうち、これは衆議院で修正されました例の地域労働組合の職業訓練、十二条訓練ですか、この受け取り側の業者団体が訓練している者には年額一人当たり四千円程度の補助をする。同じようなケースで地域の労働組合が行なっているところの職業訓練、これはたくさんございまして、何十とございまして、これに対してなげ補助を、同等な補助をしようとするのか、その点を伺っておきます。またしない根拠、労働組合なるがゆえにしないのか、それを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊健二君) 現在事業主その他が行ないますいわゆる事業内等の職業訓練のうち、国から補助金が出ておるものは、中小企業等の事業主が共同して訓練を行なう場合についてのみ、国から補助金が出ておるわけでございます。で、私どもは、共同して行なうといふにかかわらず

ず、中小企業のために職業訓練を行なうものについては補助金を交付できるようにいたしたいと、かように考えまして、毎年共同して職業訓練を行なうもの以外のものにつきましても補助金が交付できるように、その補助金の対象の範囲を広げるよう予算要求をいたしておるわけでございしますが、ただいままでのところそれが実現を見るに至っておりませんので、現在のところは共同して事業主等が行なうものについてのみしか補助金が出ていないわけでございまして、なお、今後とも私どももいたしましては、共同訓練以外のものにつきましても、できるだけすみやかに補助金が交付できるように、さらに努力を続けてまいりたいと考えております。

○田中一君 零細企業が集まってつくるものには補助をしない、中小企業が集まるものには補助をする、政治は公平でなくちゃならないんです。労働組合というのは、御承知のように主として一人親方が自分たちの身銭を切つてやっている職業訓練なんです。協同組合を組織し、中小企業なるがゆえに補助をするなどということだけでいいんですか。また、いま伺つてみると、その他の言うけれども、その他というのはどこなんです。零細な一人親方が集まって職業訓練を営々としているものは、これはその他の中に入るんですか、入らないんですか。本法の修正をわれわれにはやらないという感情論なんですか。十三年前のことです。対象を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(渡邊健二君) 先ほど申し上げましたのは、訓練の補助金が出ておるものは、零細企業も含めまして中小企業が共同で職業訓練を行なうものについて補助金が出ておるということを申し上げたわけでございまして、その他と申し上げますのは、中小企業、零細企業でありましても、単独で自分の従業員だけの職業訓練を行なっているものに対しては、現在のところ補助金は出ておりません。また、先生御指摘の労働組合等が行なっているものにつきましても、労働組合がや

つていふことでは補助金が出ておらない。それをその他と申し上げたわけでございまして。なお、一人親方等が少数の人数を雇つておる。それらの人が共同で職業訓練をやっておる場合に、中小企業の共同職業訓練だということ、その補助金の対象になつておるものも一部にはあるわけでございまして。

○田中一君 これは、建設大臣留守中に、建設労働者の教育訓練、これら問題について労働省とやりとりやつておつたんですが、ちょっとお聞きになつておるうちに、公共職業訓練所は、これは各都道府県に散在しておる。それから事業内訓練、経営者であるところの者が共同でつづつたものに対しては、年に四千円程度の補助をしていゝ。その他、地域において労働組合がつくつたり、あるいは零細な一人親方が集まって訓練所をつくつておるところは百近くある。これには補助しない、金が出ないわけですか。こういう行政の姿勢が十三年間貫いて今日にきていゝんです。そうして公共職業訓練所の卒業生は、ちょうど十一年目に法律を改正した際に、私は原労働大臣並びに職業訓練局長に向かつて、十年間の卒業生はどのくらいのか、いま転職をしていゝか、教育された職についていゝのか、これを追跡調査せよと、こういう要求をいたしました。これは、私が個人でもしてみたいと思つたんです。個人でもしてみたい、そうしなければ、大手の業者は労働力のプール制度とか何とかいって、自分の都合のいいことばかり言つておられます。労働者自身が、若い少年たちがこの職業ならば生涯を託してもいいんだ、年とつたならば安心して子供たちの教育もできるんだ、こういうものでなくては少年たち行かないんであります。それを職業訓練法ができて以来調べなさいと、調べますと云つて、大臣、職業訓練局長も言明しておるんです。三年たつても調べておらない。こういうあなたのほうで所管する労働者です。あなたのほうは使つて、求めていゝ側です。いまアメリカにおけるユニオンの実態とか、フランスにおける建設労働者、公共事業に従

事する労働者の月給制を大統領はいま元日からしております。なぜか、これはあらゆる他のホワイトカラーでもあるいどこかにつとめていゝ、定住している工場の労働者でも、同じように社会保障制度のワケ内にこれを入れようという努力が、そうした方向にいつていゝんです。残念ながら、フランスでも建設労働者、公共事業に従事する労働者は日雇いであります。日雇いでありますけれども、これを月給制にして、そうして公平に社会保障の中に、ワケ内に入れて、希望を持たせよう、これがねらいであります。これも日本ならず法律法律で、法律をつくつて役人のがん首ばかりふやすうになりまして、向こうは五つの労働組合と三つの使用者側の団体とが国をまん中にして労働契約を結んで、それを実行してゐるんです。こういうことができる範囲の手厚い政策を持つておりますが、やはり日本と同じように、よごれた、かつこの悪い職業に従事する者は減つてきておるんです。アメリカもしかりであります。もうこの建設労働者対策については、労働省頼むに足らずです。私にうそを言つてゐるんです。国民にうそを言つてゐるんです。この建設大臣はこの問題に真剣に取組むことです。あなたの守備範囲の住宅なんかもやつておられます。厚生省もやつておられます。あなたのほうは、経営上あなたの主管する事業は、民間の事業、建設事業、これを守るために、建設大臣自身があらゆる方法を考えながらこれに対して発言をすることでありまして、衆議院の本会議からお掃りになつたばかりで、あいつ何を言つていゝのかといううけげんな顔をなさらないで、大体おわかりだらうと思ひますから、この点は真剣に考えていただきたい。そうして公共職業訓練所は国がやつてゐる、助成をしてゐる。事業内訓練には、一人の学生に対して年間四千円の補助をしてゐる。必要に迫られてどうしても一人ひとりで、自分の内弟的に使つてゐる少年たちを七十八人、八十人とまとめて、共同で教育してゐるところには一銭の金もいゝないんです。地域労働組合がやつてゐるんです、それには一銭の補助も

出そうとしていない。十三年間放置しているんです。こういうことでは日本の国土計画、あらゆる事業もあなたの守備範囲の労働者はいなくなりますが。あなたはどのような今後の対策を立てようとするのか。ひとつ、閣議で十分に発言をなすって、建設省は建設省独自の方向を求めようとする事にならないで、いやいやいけません。三年前に、建設省も、計画局に資料労務室というのをつくりました。ここにやはりそうした問題の検討をするセッションができたものとして期待をしておりますけれども、何をしておるのか。あの役所はこうするから、すぐ防衛体制でもって自分もつくるんだ、あの役所はこうだからこうだということなっていて、いまの私の質問に対して、どういう態度で臨もうとするのか。いままでどおり、ただ労働行政は労働大臣の守備範囲だから、まかしておけばいいという考え方に立つのか、この点は見解を伺っておきます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、先ほども申し上げたことと関連しますが、現在、いわゆる建設業なるもののシェアが全産業に占めるウェイトが非常に大きくなりました。国民総生産の二〇%、今年の発注高が、公共、民間合わせると、十七兆四千億ですから、これは他の産業に比べても、非常にウェイトが重いです。しかもこの事業が、段々屋外で、かなり環境の悪いところで従事するということで、現在、想定約三百八、九十萬でしよう、これらの方々がいわゆる建設労働者といわれておる。従来は日本において労働資源がかなり余裕があった。このごろは足りない足らないと言っておっても、いわゆる農業の改革期に際しまして、季節労働者としての農民の方々がかなりの程度この建設業に従事しておる。ところがこれがだんだん産業構造の分化に従いまして、このいわゆる出かせぎ労働資源なるものがそう望めなくなると思われます。それと同時に、最近における若い人々はやはりかっこいい職業でなければならぬという一つの考えが定着しつつある。こういう諸問題を勘案して将来の建設事

業の問題点としては、どうしても建設労働者の問題が大きな研究課題になっておることは御指摘のとおりだと思います。

そこでこれらの人々の訓練と申ししますか、養成というところが非常に重大な問題でございます。これはもとより国の行政体系としては労働省が所管しておるものでありますけれども、建設省としても最も重要な建設事業の基本要素でありますので、今後の訓練並びに養成については重大な関心を持たざるを得ません。そこでできるだけ公共の機関による訓練、養成のほか、企業内訓練、企業別訓練と申ししますか、これにも重点を入れなければならぬと思ひます。で、そういう問題については、今日まで以上の密接なる連携を労働省とも持ち、また農林省とも、これはいまの出かせぎ対策等でありましたので関係をもたざるを得ません。そして、これについては、ひとつ具体的な問題解決の一つのそれこそプロジェクトチームをつくって、どういうふうにしていくべきか。そのためには、現在の立法上の改正すべき点はどういう点であるか、あるいは行政措置としてやっている点についてさらに補強すべき点があるかどうか、ここを補強すべきだと思ひますというような点を、今後早急に取上げなければならぬと思ひます。

実は省内に、いま御指摘のように、担当のあれをつくったのではありますけれども、ただ単にそういう機構をつくったからそれにかかしていいというもののものではないと思ひます。これは建設省の幹部の職員のひとつ研究課題として取り上げて、われわれの意見が一応具体的にまとまった場合に、関係省庁と十分に連携の上、改善につとめたいと思ひ次第であります。

○田中一君 十三年前に、職業訓練法を制定したときに、これはたしか石田博英大臣のときだったと記憶しておりますが、この建設省の事務次官と労働省の事務次官とは共同の声明を発表しているのです。それは何かと申しますと、受け取り側のほうの産業は、あなたのほうの主として事業なんです。教育するほうの側は労働省が職訓局で始

めた。この場合にかつてな教育をしたばかりではない。いや、やはり常に関連を持って一緒にいってやらなければならないという強い要求を私はいたしました。それで両者の了解事項としてその問題を取りきめてあるのです。これは全然無視されておるのが現状なんです。一体同じ閣内にある大臣同士が一つの同じ目的を持ってやっているにかかわらず、それがそういう形の協調がなされておらぬというところは一体何だと思ひますか、こういうことがあつてはならないのです。私も古い協定書をさがしてみたところ、これは違ひますけれども、私の手元にあります。建設省にそれがないから貸してくれと言ひましたけれども、ちょっと違つたものを貸したのですが、意地悪くしたわけではない、ちゃんとあるのです、見せたくなかつたからです。職業訓練局長のほうにもありません。うね。そういうのは、建設事務次官とあなたのほうの次官とが取りきめたものを持っていますね。

○政府委員(渡邊健二君) 先生がただいまおっしゃいましたのは、昭和三十四年以前の職業訓練法ができたときの労働事務次官と建設事務次官の間でかわされた文書で、技能検定の実施要綱につきましてのやりとりの文書でございます。そのことであるうと存じますが、それでございしたら、私も手元に持っております。

○田中一君 建設大臣、あなたのほうではそれないのです。それはそれで、どっちみちあなたのほうで何もうことではないという気持ちなんではないでしょうか。しかしそこにはやはり盲点がある、それではいけないのです。私が言ったことを高橋君なんか文句言ひ必要ないですよ。歴代の大臣がだらしがないからです。そのように建設省が熱意を持っておらないということなんです。たとえ大業者、中業者に職員の技能養成をどういう形でそれを要請しても、これはむだであります、できないのであります。こういう日雇いの労働者は高い賃金、よい労働条件のほうに流れていくのです。自然なんです、これは労働者の自分の自衛です、自衛手段なんです。町場のひとり親方、これは手元

に少年をわが子のようにして迎え入れて、わが子と同じようにして仕事を教えている。これは御承知のように、労働法ができたこの段階で何といひますか、徒弟制度をとかく労働法ができたから廃止しました。これが唯一の訓練機関です、血の通つた訓練機関です。私は日本の建設労働者に対する労働行政というものは皆無である。したがってあぐらかいてる自民党内閣にはないのだということを指摘したいのです。ここまでくればいやなことを言われれば、ひとつ根本さんおこりなさい。(笑) そうしてこれは笑い事じゃないのです。口を開けば十何兆の事業があるのだ、何でもしなければならぬのだと言ひながらやっておらぬじゃありませんか。徒弟制度の復活の一つの道であります。この段階にまいりましては親方衆少なくとも百萬人はおります。各地域は定着して地域の仕事をまかなつてゐる建設労働者は百萬人おられます。これはせんたつてだれかの質問であつたはそのことを説明しております。大きな役割りを果たして下さるこの人間は、公共事業の入札とか市町村の仕事まで自分でなつてゐる人ではないんです。地域社会の平和を守るために、じいさんの代から信頼され愛されてその仕事をしています。とび、大工というものの、棟梁というものが必ずいるのです、これが日本の社会です。これらに血の通つた教育と希望を持たすことが望ましいのであります。

——賃金の問題を扱っているのは基準局ですか、賃金の方は来ていますね、建設労働者の賃金、これはむろん労働の間で定めるのはあたりまえであります。大体どの程度の賃金が妥当かというのを基準局に見通しをつけておりますか。

○説明員(橋爪達君) われわれのほうでやっております行政の基本的な考え方としては、先生がいまおっしゃいましたように、賃金の額というものには労働の自主的な決定によるべきものである、こういうような考えでやっております。したがひまして、どの程度の額が妥当なものであるというようなことはやっております。

○田中一君 アメリカでは四年に一べんづつ賃金きめるのです。ことしの春でしたか、ニクソン大統領が建設労働者の賃金は高過ぎるから、これはひとつこの辺でとめろということをして、また新聞で見たのでありますが、ちょうど一昨午の七月に最近のきまされた。これは三年間の賃金のスライド制です。上がるであろうという方向、下がるであろうという方向もおそらくあるかと思うのです。三年間毎年毎年ストライキやったんでは、とてもこれは地域社会の平和は保てないから、四年に一べんづつやるわけです。これには実にきめこまかいきめ方をしておるんです。たとえば特別賃金には年金の額も入れてあります。一つの例を申し上げると、週四十時間制の土工の見習いさんで、これは六九年七月十八日に実施されたものでありますが、一年目は一時間三ドル六十六セント、これ見習いですよ、これは。したがって円に直しますと千三百七十四円六十銭、これが八時間としますと二万九千二百八十円、これを円に直しますと一萬五千四百四十円八十銭、一週間五萬二千七百四十四円です。これは二年、三年、四年、これだけ続くわけです。したがって一週間二年目には六萬二千二百八十八円になりまして、三年目には七萬一千八百五十六円、四年目には九萬一千八百八円、技術が向上するからこういふことになるわけでありまして、したがって賃金は高い、高いが社会保険は何もございせん。そのために付加給与賃金というのをとっております。厚生年金は一時間四十五セント、年金には四十セント、団体年金には四十セント、有給休暇の手当には二十四セント、訓練手当が二セント、都合一日一人の労働者が勤ければ一ドル五十一セント、これだけのものを取って、これで社会保険制度に見合う自家保険を組合でやっていると見習いの大工さんでも三十萬圓程度のものは入るわけです。これは労使の協定でやっていると見習い、四年に一べんづつ。いまちょうど三年目でありまして、この見習い工は一週間七萬一千円、四週間で二十八萬圓、三十萬圓程度のも

のを月にもらっているわけです。そのほかに社会保険に見合い、かつまた職業訓練をするために労働者が自分の力でもって仲間をふやしているのです。アメリカの場合はそうなんです。フランスの場合は、イタリアの場合は国がその施策をやっております。これは組合を通じて組合によって訓練をさせているのです。こうした現実というものと、日本のこの労働行政なりあるいは建設労働者に対する施策というものは皆無である。ことに昨年の夏、建設労働者に対する日雇いの健康保険を謀略によってこれを一方的に破り、適用を除外し、今日国民の、負担の重い国保に切りかえさせております。これもこの労働者は自衛上やったのです。建設労働者が労働組合をつくる。これによって労働法による政府管掌の保険をなぜ進めようとしなかったか。これは、厚生省の江間審議官ひとつ。いまさら君に言ってもしょうがないんだ、過去の問題だから。しょうがないと思う。思うけれども、姿勢として聞いておくんた。しかし、君は政府の責任ある……、君、政府委員か。

○説明員(江間時彦君) 政府委員ではございせん。まあ、いま御指摘になりました点、まことにどこもところとあるわけでございますし、またいわゆる日雇いの健康保険の適用問題につきましているんないきさつがあったことも私は承知いたしております。まああの措置の結果、建設業国民健康保険組合を設立されまして、その方面に移行されたのが大体四十萬人くらいあるというふうには承知いたしております。まあおっしゃるとおり、確かにそのような形態にある労働者に関する社会保険制度というものは、いろいろ問題があることはおっしゃったとおりでございます。ただ、社会保険制度といふのは、基本的には、やはり雇用形態なり、あるいは賃金形態なり、そういうふうなものの実態を受けましてやる制度でございまして、先生がフランスの労働者の月給化の問題など、いろいろ教えていただきました、やはり基本は雇用形態あるいは賃金形態というものを、

そこではもう閣議で言ったって、それだけで私は効果があるとは思わない。私はむしろそうした問題を取り上げて、現実の行政事務を担当する担当者同士がやはり日常業務にこれを消化して活用しなければいかぬと思う。方針だけ立てても、現実の日常行政にいかなければいけないと思いますので、まず最初に申しましたように、関係省の担当者の協議をさせて、前向きプロジェクトチームの発足をさせたいと思います。私のほうでまずさっそくやります。そうして労働省なり関係省と話し合いをして、その上に今度は制度上の改善あるいは必要とあれば立法上の改善をするということまで持っていくかなければならないと思ひます。それと同時に、今度はやはり建設業界自身も、これは自分の問題としてこれは取り上げなければならぬと思ひますので、十分お示しの点は、前向きで検討してまいりたいと思ひます。

○田中一君 おことばですが、あなたがきのう、東南アジアの後進国の、かつて占領していった国々の国民に対する技術協力をなさいたと言ったとき、外務省とか商社がはだめてすという発言があった。非常にぼろぼろは意を得たりと思つた。ここに並んでいる官僚などはできるものではないのです、政治の姿勢なんです。お互いに守備範囲は設置法でまわっております。自分の与えられた仕事が大過なく済めば順々に階段を上がっていくのが、今日の日本の官僚の仕組みなんです。政治家のあなたが、あなたがこの方向というものを求めなければだめなんです。ましてやこの建設労働問題というものは、業者に依存してはだめなのであります。私は二十年この問題に取組んできております。業者は与えられた労働者、これが自分の手元へきて完全に仕事をしてくれればいいんです。労働者自身がこの問題については労働者自身がしなければならぬのであります。それをどう援助するかが当然の義務であります。政治家が行なう以外にないものであります。この点は官僚にまかしたら絶対できないのであります。これはいづれ、ここで食い違っている根本さんと

○田中一君 フランスは、これも元日からいってあるのですが、有給休暇金庫というのをつくっております。これは四週間、年に四週間あります。これ休むときに行くと、ちゃんと金くれるわけですから、日給をもらって、月給をもらって休めると、不特定多数の使用者に使われるわけですから、その金庫へ全部業界も、これは国も入ります。国も入る、それから本人も若干入れて金庫をつくる。これはそれをやたらいいじゃないか、三日行つてやめる、一日行つてやめる、一日働かないという人に、これは月給制でできないからそういうふうにして置く。しかし今度は月給制を完全にしています。元日から月給制をやっている。これは翻訳して新聞に出した、寄稿したわけなんです。これは建設大臣、差上げますから、ひとつ真剣に研究してください。そして、建設労働者が労働保険を自分でつくる場合には、いわゆる援助をするという約束を、きょう労働大臣来れば取りつけようと思つたんでありますが、他の産業の人間にでき、こつちができないことはないんであります。考えようと思えばできるんであります。考えようと思えばできるんであります。政治の姿勢に問題がある。イタリアとかフランスとかイギリスとか、もうヨーロッパの国々は相当後進性を発揮してだんだん古くなる国かと思つと、やっぱりこういう民主的な、公平な分配を行なっております。これについてはひとつどうか各閣僚とも閣議ではこの現実というものを決めて、この業法の改正によって労働者は下請が労働者はゆるくなる方向にくるならば、根本の労働対策に対して力をつける発言を建設大臣に期待しますが、これに対するあなたの考え方も一べん伺っておきます。

○田中一君(根本龍太郎君) いろいろと将来の日本の建設労働の改善について貴重な御提案ありがとうございます。十分その資料をも拝見して検討させていただきます。

一三

探ぐが議論してもなかなかうまくいかないから、あとに譲りますが、厚生省は労働保険を労働者が自分でつくりうとした場合には、これを認め、援助するつもりですが、これをまた阻止しようとするつもりですか。昨年までの日雇い健康保険と今回の国保とは非常な違いがございます。したがって別の考えを持って、この建設労働者が定着をする、そして希望ある職業として誇りを持って安心して老後を迎えるというような善政をしこうとするのか。あなたが答弁できないければ、これを労働大臣にはっきりと伝えておいていただきたいのです。

○説明員(江間時彦君) いろいろ教えていただきまして、教えられることが多かったわけでありま
す。社会保険の一般原則は、あらゆる国民をでき
るだけ同様に処遇するということでございます。
その意味におきましては、できるだけ群小の制度
をつくらないで統合するというのが一つの方向で
ございますが、ただ、いま御指摘になりましたよ
うに、必ずしも事業主が一定しないような就労形態
があるということも事実でございます。したが
いまして、こういう事態に對しましてどのように考
えるか。現在年金制度につきましてあるいは医療
制度につきましていろいろ考えている最中でござ
います。が、御指摘の点をよく参考にさせていただ
きまして、検討させていただきたいと思つたわけ
でございます。

○田中一君 雇用者の云々なんというのは簡単にありませんか。アメリカ方式をとればいいのです。この一日の賃金は、雇用者が払うべき賃金だといって日額幾らときめればいいのです。そうしてその額だけは必ず毎日毎日が日給ですから賃金に入ってきます。それを組合に納入する形式をとれば不特定多数の雇用者であらうともこれは三者構成からなっているところの保険のうち雇用者が払うべきものを特別賃金として別途支払うか、または加算して支えればいいのです。賃金の中にそれだけのものを織り込んでこれを保険金であるということを認めれば、おのすから掛け金は集まっ

てくるわけです。その程度のことはまだ検討しなければならぬとかんとかいうのでは、あなた方がその意思なくてしてないということです。おわかりになりましたか。

○説明員(江岡時彦君) 私自身先生のお書きになったものも拝読いたしておりますし、またアメリカの制度も若干私調べておるつもりでございます。いろいろわれわれのほうといたしまして、これから十分検討させていただきますくもりでございます。

○田中一君 これは基準局のあれだな、橋爪君来ておられますか。いないようだな、じゃ荒木君に答弁してもらいます。

建設労働者の所得というのは賃金のうちから割り出して幾らが所得に該当するか。こんなことばかり出したものがなくちゃならぬと思う。建設労働者の所得＝純所得ですね。いわゆる何といふまいかな、諸掛りじゃなくて、法律語で……。

○説明員(荒木實君) 私の所管をいたしておりますのは賃金統計でございますので、いま先生のいろいろお尋ねのございますのは手取り賃金と、こういうことでありかと存じます。そこで私、税法上のいろいろの控除あるいは社会保険上のいろいろの控除、こういうものを引いた残りのことをお尋ねかと存じますが、このことにつきましては、実々残念ながらそれにお答えするだけの資料を持ち合わせておりません。そこで、昨年の四十五年に事

施いたました屋外職賃金調査によりまして屋外職関係の労働者の平均賃金、これは一日当たりの賃金でございますが、それが昨年の八月時点で二千三百五円となっております。大体就労日数が二十二日でございますので、平均二十二日の就労日数でございます。それをかけ合わせますと、約月の収入が全体で五萬一千円ばかりと、このようにたろうかと思ひます。それから先ほども申し上げました税金あるいはもろもろの社会保険等を別に控除されまして、手取りとなるわけでございます。

○田中一君　日本の職人は道具を持っているのですから、しがつて一日本の職人は大體道具を持

っています。そうするとそれは所得税金となる純粋のものと、それから必要経費というのですか、あるいは工具というのですか、そうしたものを計算するなどのくらしいになるのでしょうか。ひとつもしわからなければ、労働省のほうでその建設労働者、各職人の純粋な所得というものはどのくらいか。私は、最近建設関係の労働組合が毎年あるいは隔年賃金を要求をする掲示とかいうか、公表をしてあります。この賃金に、何だ三千五百円高いな、こういうちまたの声がある。これは自分のからだにつく金じゃないのです。建設関係の職人は、それぞれ自分の持っている道具なり何なりを、それぞれ持ちます。純粋に自分のものではない。

というものがあつたのです。純粋に自分のものになつて、というのには、ごく少ないのです。だからそういう点のいわゆる消費者と申しますか、市民の受け取り方が正しくないというものを指摘したいのですよ。大体四千五百円程度のものにしますと、年間二十五なら二十五の人たちの手取り収入から見ると半分なんです。一生というものを、生涯三十年働くと、二十年働くとまゝりますれば、ちょうど五〇%が、大工さんが一日四千五百円だってそんな程度です。これがだんだん格差は広がるかもしれません。ストライキをやつて賃金がふえるわけじゃないのです。ストライキをやれば、自分の首を締めて子供も弁当を持っていけないことになるわけですから、こういう点ひとつ労働省のほうでそういう形の統計をお示し願いたいと思います。

大体 まだ切りがありませんが、建退共、だれか来ていますか。―建退共の現在までの加入者、それから集まった金、それから労働者が負担するものがかつてのままであっていいのか、あるいは清水建設のように二億円や幾らのものを、全部これは労働者の負担すべきものじゃない、自分のほうで全額負担しましょうというところもあったように聞くのですが、それらは実態はどうなっているか伺います。

○説明員(金丸明君) ただいまのお尋ねの件でございますが、今年の一月末現在で加入いたしました

ります事業主の額が六万をこえています。この六万の事業主によりまして掛け金をかけてもらつておりますところの、いわゆる被共済者——労働省でございしますが、これの数が約九十五万人でございします。集まつております金でございしますが、これが同じく本年の一月末現在におきまして約八十五億ございします。それから最後に掛け金の負担でございしますが、この制度におきましては、掛け金は現在一日当たり六十円ということになっておりますけれども、この額はすべて事業主負担という仕組みになつておりまして、したがひまして、労働者負担はゼロでございします。

○田中一豊　元清が直營してゐる人は少ないので

〔田中一君〕 元請が直営してゐるのだから、さういふ人は、さういふ人が多いのですね、大体はそうでしょう。そうすると、それは下請である元請が加入者なのか、元請が加入者なのか、そうして下請である元請の雇用主になつて、一番目の元請が金で支払うのか印紙で支払うのか、どういふ形式をとっているか伺います。

○説明員(金丸明君) お答えいたします。この制度におきまして、加入事業主と申しますのは、直接にその労働者を雇用いたしております事業主をもつて加入事業者といたしておりますわけでございます。したがって、下請の事業主が実際に労働者を使っている場合には、そのときの加入事業主は元請じゃなくて下請事業主となるわけでございます。で、元請から下請に対しては、下請代金としてある一定の金が業者間の契約で出てまいりますので、それをもって加入事業主でありますところの下請事業主は、共済組合に対しましては印紙をもって掛け金を納めております。そういう状況でございます。

○田中一君 それはたとえば相当たくさんの人を使っている下請である雇用主に元請が現金で払うと、それが途中で流れてしまつて、印紙に化けをいでどこかにいってしまうことのそういう弊害もあるように聞いているのです。その点はどうです。

○説明員(金丸明君) ただいま先生から御指摘のありましたような事例もかつてないわけではないというふうに、いろいろな事例もございましたので、最近におきましては、いわゆる現物交付と申しますか、元請のほうで印紙を買収してそれを下請に交付して、それを下請事業主が共済組合に納めるというふうなことをやるように指導もいたしております。

○田中一君 この監督官庁はどこになっていきますか。

○説明員(金丸明君) 私どもでございますと、労働省労働局福祉共済課で監督いたしております。

○田中一君 建設大臣、こういう問題、こういう機関があることを御存じですね。これも一つの手法なわけです。こういうものにも必ず建設大臣が、あなたがあなたの事業で働いてもらう青年たちが、職人たちが入っておるのですから、一口のってこれに対する発言をあなたがするような制度に持っていくことを、ひとつ検討していただきたいと思うのです。実情というものは労働省にわからないのです、そういう点はどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) いま官房長に聞きますと、この組合に加入しない業者には公共事業を発注しないという指導をされております。御指摘のようにこういう問題が非常に建設労働者の安定に役立つと思っております。その意味で十分労働省とも提携して、これらの改善、さらに拡大に協力してまいりたいと思っております。

○田中一君 官房長にちょっと聞いておくけれども、これは公共事業の予算の中にこの分は積算してあるんですか。

○政府委員(大津留温君) この掛け金を積算しております。

○田中一君 この程度にします。

ひとつどうか建設大臣も、いろいろなことを申しましたけれども、しよせん日本の平和のために必要な公共事業である、建設産業である以上は、これに対する特別な配慮をもって協力していただ

くことをお願いいたします。私もなお一そう勉強してお力になれると思っておりますから、よろしく願います。

○理事(松本英一君) ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔理事松本英一君退席、委員長着席〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正案は委員長の手元に提出されております。修正案についても討論中にお述べを願います。

○上田稔君 私は自由民主党を代表して、次の修正案を提出いたします、残り原案に賛成をいたします。

まず修正案を朗読いたします。

建設業法の一部を改正する法律案に対する修正案

建設業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十五項中「昭和四十五年法律第 号」を「昭和四十六年法律第 号」に改める。

修正案提出の趣旨は、本法律案が昨年三月提出され、今国会まで継続審査となつたため、附則第十五項中「昭和四十五年法律第 号」を「昭和四十六年法律第 号」と改めるもので、当然修正を必要とするものであります。

さて、わが国の建設投資は急激な伸展を示し、昭和四十六年度の見通しとしては実に十七兆円をこすものと推定されているのであります。建設業はこれがない手としてその重要性はますます増大してきております。建設業界の体質改善が叫ばれて以来久しいものがありますが、業界のかかえる諸問題の解決のためには、自主的な努力が必要なこととはもちろんであります。法制面の刷新もまた不可欠な根本的要素であります。この改正案

は、さきに行なわれた中央建設審議会の答申に基づき建設業者の資質の向上等をはかり、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するために提案されたものでありますして時宜を得たものと考えられております。

第一点として、現行登録制度の欠陥を是正するため業種別許可制度の採用に踏み切ったことは、施工能力や信用のある業者を許可し、職別業者の専門化を一そう促進することになり、よい影響を与えるものであり、地位の安定にも役立つものであります。許可基準の懸念される点については完全な配慮を払うことが委員会においても言明されているところでありますが、中小業者特に零細業者の一人親方の指導育成に十分留意されることを要望いたします。

第二点として、建設工事の請負契約の規定を整備し、注文者と請負人との間に見られる片務性を除くため、きめのこまかい条項が加えられたことは、今後契約関係の改善に大きな役割りを果たすことと存じます。

第三点として、現行法に欠けている下請保護の規定を整備し、下請人からの意見の聴取の義務づけ、下請代金支払いの遅延防止等の措置を講じており、特定建設業者に対しては特に重い義務を負わせていることはきわめて妥当なものであります。建設業の下請制度は多くの問題を包蔵しておりますが、一歩ずつ解決されなければなりません。

終わりに、本改正案の実施にあたっては、その運用に万全の配慮を払われんことを重ねて要望し、賛成討論いたします。

○松本賢一君 私は日本社会党を代表して、建設業法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明いたします。

この改正法案の提案理由の中に「施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗悪工事、各種の労働災害、公衆災害等が発生させるとともに、公正な競争が阻害され、業者の倒産の

著しい増加を招いている」と述べ、その原因の一つが画一的な現在の登録制度にあるのだと質疑の過程でもしばしば述べられており、建設業の近代化をはかるためには許可制度でなければならぬと説明されております。しかし、この許可制によっても、弱小規模の建設業者の淘汰はある程度できまじやうが、建設業者の資質の向上をはかることは容易でないでありまじやう。なぜなら、建設業は受注生産であり、過当な受注競争が行なわれており、二年に一度の登録更新制があり、資力、信用のない不良業者の生まれる条件はもとより、信用的なものであると、登録制を許可制に改めたからといってなくなることは考えられないのであります。これが反対の第一の理由であります。

第二の理由は、わが国の最近の建設業者の実態を見ると、大手業者と中小業者との格差はますます拡大されてきております。業者の九十九分までが中小業者によつて占められており、なかんずくひとり親方のような弱小業者まで同じ法律の中で律することに非常に無理があるように考えるのであります。また、発注者と請負人及び元請負人と下請負人との間の片務性はぬぐい切れず、経営基盤の弱い中小業者は、現在以上の過当な受注競争が強制されることになり、倒産に至る業者も少なくないと思ひます。かかる意味から、当面する緊急課題として、中小業者、地元業者の受注の機会を与えるとともに、安全衛生管理体制の確立、建設技能労働者の技能養成並びに労働力の確保、労働条件の改善と福祉厚生面の充実等々、まだまだ改善を要する問題が残されておるのであります。

また、建設コンサルタント業の育成強化に対する法的措置、建設工事の国際化に対する建設業者の育成、情報活動等も今後早急に解決しなければならぬ課題でもあります。

したがって、私は本改正法案の骨子である登録制を許可制に変えることは、単に弱小業者の切り捨てとなるばかりか、建設業者の近代化に名をかりて大手業者の系列化をはかろうとする意図があるのではないかと考えるのであります。また、本

改正案では、請負契約の適正化、下請負人の保護など、ある程度前向きな規定が設けられ、一歩前進であると考えますが、これが実行の保証については、必ずしも十分とは言えないのであります。

かかる意味において、私は残念ながら、本改正案に対し反対を表明するものであります。

○二宮文造君 私は、たゞいま議題となりました建設法の一部を改正する法律案につきまして、公明党を代表し、反対の討論を行なうものであります。

今回の改正は、申すまでもなく、業種別許可制度の採用、契約関係の適正化、下請保護規定の強化をおもな内容とするものであります。これらに改正内容を検討してまいりますと、審議の過程においても明らかになったように、業者の乱立による過当競争にもとづくダンピングの防止、技能労働者の恒常的な不足の解消、業界特有の複雑な重層下請制度の改善等、今日、建設業が直面している諸問題の解決に有効適切な方策であるかどうか、きわめて疑問であります。

建設法の改正よりも、建設業界の体質改善や、その近代化、合理化のために建設行政としてなすべき他の施策が数多くあるのではないでしうか。

すなわち、公の入札制度の改善、中小建設業に対する積極的な助成策、ひとり親方といわれる零細業者の指導、育成の強化、建設労働者に対する社会保障の拡充、雇用関係の近代化、福祉施設の整備、職業教育、職業訓練の強化等であります。

これら政府がその責任においてなすべき施策を怠りながら業法を改正し、しかもその運用のいかんによっては、官僚統制の強化につながるおそれ強い許可制を採用して、大手業者を中心に業界の安定をはからうとすることは、了承できないところでありま。

現在、登録業者は十七万余のぼり、大は年間二、三千億円にのぼる工事を消化する大会社から、小は町場の大工として自己の持つ技能のみで

地域社会に貢献している者までを一つの法律で縛り、一律に許可制を実施し、規制すること自体無理があり、業界の実態に即さない措置でありま。

特に今回の許可制の適用から除外されるひとり親方といわれる零細業者についても、その助成、指導を内容とする小工事建設業法を別途制定し、これらの人々に職業の機会を与え、安心して職業に従事できる道を開くべきであり、あわせてこれら零細業者に住宅等の建設を依頼する消費者の保護をはかるべきであります。

登録制度から許可制度への移行のみで業界の体質改善をはかり得ないこと、法を改正し、幾ら詳細な規定を設けても、それだけでは十分な監督ができず、その利用者の保護を全うできないことは、過去における宅建業法の改正の経過に照らし合わせても明白であります。

下請保護の強化、契約関係の適正化は、規定の上で幾ら規制されても、それが業界の内部で十分に守られないものであれば、その実効は期待できないのであります。その意味で、公の入札制度の改善、工事履行保証制度の充実、標準建設請負契約の改善、建設関係金融の確立、労働関係の近代化等の諸施策が伴わなければならないと思っております。

以上述べてまいりましたごとく、今回の改正が建設業の体質改善や近代化を促進し、建設業の発展につながるものであるかどうか、はなはだ疑問であり、むしろ建設業界に対する官僚統制を強化し、建設業の従属性をますます強めていくものでないかとの疑念を抱かせるものであることを指摘し、反対の討論といたします。

○春日正一君 私は日本共産党を代表して、建設法の改正案に対する反対討論を行ないます。

この改正案は第一に、建設業者の認定を登録制から許可制に変えることをおもな内容としていま

であるとしています。しかし、この許可制への切りかえは大工、左官など町場の親方や職人に大きな不安を与えています。それはこれらの人たちが技術と信用をもとで、裸一貫、腕一本で仕事に携わってきたため、この改正案で認定する財産的基礎など許可業者としての必要条件を満たすことが困難であるからにほかなりません。このことは、一部の不良業者の排除を口実に多くの善意な零細業者を業者としての認定から締め出す可能性があるので示しています。またそれは同時に、憲法で保障された国民の営業の自由の侵害にもつながることを意味しています。もとより大きな資本本だから良心的であり、零細企業だから何でも良心的ではないというものではありません。大会社の工事でも多くの問題を起こしていることは、この委員会でも指摘したところでありま。

むしろ不良工事、粗雑工事を排除するためには、その原因を正しく把握し、重層下請など大企業の支配に規制を加え、同時に業界の自主的な運動によって排除されるよう指導すべきものであります。

第二に、この改正案は、下請代金の支払いの遅延防止や資金の未払い防止などを規定しています。この規定自体は決して悪いものではありません。その実効が保障されるなら、下請業者の保護育成に一定の役割を果たすものです。しかし、下請代金支払遅延等防止法が実効を発揮してないことでも明らかのように、大体においてこの下請代金支払遅延等防止法と似通った規定にとどまっているこの改正案では、元請に対する従属度の高い建設業においては、その実効を保障することは全く困難であると言わなければなりません。

むしろこの改正案は、こうした不徹底な保護措置をてこにして許可制をしき、中小零細業者を整理淘汰して労働者への転化を促進するものとなりかねません。

したがってわが党は、このような危険性を持つ改正案を認めるわけにはいきません。また修正案にも反対であります。今日中小零細業者にとつて必要なことは、当面、国と地方公共団体が、受注

の機会の確保や有利な融資制度を確立して、運転資金を保証することでありま。また、共同作業場や機械の貸与制度、社会保障と福祉施設の拡充、技能の開発や経営の指導など、適切な指導と援助を強化することでありま。

また町場の親方、職人は、今日まで長きにわたって国民の住居の保障に大きく貢献してきました。しかし、現在政府の高度成長政策と都市の巨大化、建築の高層化、大規模化などの中で、徐々に仕事を奪われつつあります。こうした零細業者の将来の不安に展望を与え、進むべき道を示すことが、政治の責務でなければなりません。わが党は、このような零細業者の要求に政府はこたえるべきであることを強く要望して、反対の討論を終わります。

○委員長(田中一君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めま。それでは、これより建設法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、上田君提出の修正案の問題に供します。上田君提出の修正案に賛成の方挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 多数を認めま。よって、上田君提出の修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く原案の問題にいたします。修正部分を除く原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 多数と認めま。よって、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

○松本英一君 私は、たゞいま修正議決になりました建設法の一部を修正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を便宜私から提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

建設業法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、許可の適用が除外される政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては、三百万円に満たない工事、または、延面積が百五十平方メートル未満の木造住宅工事、その他の建設工事にあつては、百万円に満たない工事とすること。

二、公布の日から施行の日までの間に旧法による登録を受けた者については、第七条の許可の審査にあたり登録を受けて過去二年間継続して営業した実績を有する場合、同条第四号に掲げる基準に適合するものとして取扱うこと。

三、元請負人は、前払金保証制度を利用した場合に、下請負人に対し、前払金を支払うよう指導すること。

四、電気、換気、給排水、冷暖房、昇降機等の建築設備工事は、当該専門工事業者に分離発注するよう努めること。

五、建設業者が材料業者に建設工事に使用する製品を現場等において生産させる場合には、本法による下請保護の規定に準じて保護が図られるよう指導すること。

六、優良な地元建設業者を活用するため、中小工事に對する大手業者の参加を極力抑制する等、中小建設業者の受注の確保を図ること。

七、許可の適用を除外される零細建設業者に対し、指導、助成等の措置を講ずること。

八、別表に掲げる工事区分の内容を公示すること。

九、建設工事現場に従事する者については、昼夜にわたる長時間の労働を廃止するとともに、原則として日曜休日制を採用するよう指導すること。

十、建設事業に係る各種の申請等の処理に當つ

ては、事務効率を高め、円滑かつ迅速に行なうよう指導すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(田中一君) ただいま述べられました松本英一君提出の附帯決議案を議題といたします。別に質疑もないようですので、これより本附帯決議案の採決をいたします。

松本英一君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田中一君) 全会一致を認めます。よつて、松本英一君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、根本建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。根本建設大臣。

○国務大臣(根本龍太郎君) 委員各位の連日御熱誠なる御審議に對しまして、まず心から感謝申し上げます。

ただいま御決議がございました建設業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきましては、政府といたしましても、御趣旨を尊重し、その運営に遺憾のないよう措置してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(田中一君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

昭和四十六年四月十日印刷

昭和四十六年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局